⑹　手続における交渉の有無　無。
⑺　契約書作成の要否　要。
⑻　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無。
⑼　関連情報を入手するための照会窓口　3⑴に同じ。
⑽　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　2⑵に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も3⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
⑾　本工事の施工に当たる者は警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、機構発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
⑿　詳細は、入札説明書による。
5　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Kogure Kouji, Executive Director, Japan Organization of Occupational Health and Safety
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the Osaka Rosai Hospital
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 5 : 00 P.M. 15 November 2019
⑸　Time-limit for the submission of tenders : 2 : 00 P.M. 16 January 2020
⑹　Contact point for tender documentation : Contract Division Accounting Department, Japan Organization of Occupational Health and Safety, 1―1 Kizukisumiyoshi-cho, Nakahara-ku, Kawasaki-shi, Kanagawa-ken 211―0021 TEL 044―431―8634

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

東広島・呉道路阿賀ＩＣランプ橋鋼上部工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。
令和元年10月24日
中国地方整備局長　水谷　　誠
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　34
1　工事名　東広島・呉道路阿賀ＩＣランプ橋鋼上部工事
2　工事場所　広島県呉市広横路１丁目～阿賀中央４丁目地内
3　工事内容
工事延長　Ｌ＝277m
【阿賀ＩＣランプ橋】全長　Ｌ＝430m
４径間連続鋼床版箱桁　Ｌ＝276.5m（支間長：55.675m＋57.0m＋93.0m＋69.0m）
鋼橋上部　１式
工場製作工　1,906ｔ
工場製品輸送工　1,906ｔ
鋼橋架設工　１式
橋梁現場塗装工　１式
橋梁付属物工　１式
鋼橋足場等設置工　１式
仮設工　１式
4　工期
契約締結日の翌日から令和４年１月31日まで
5　申請の時期
令和元年10月24日から令和元年11月14日まで（土曜日、日曜日、休日を除く。）。なお、申請期限の日の翌日以降（土曜日、日曜日、休日を除く。）も、随時申請を受け付けるが、当該工事の開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。
6　申請の方法
⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（特定建設工事）」（以下「申請書（特定建設工事）」という。）は、国土交通省中国地方整備局ホームページからダウンロードすることにより交付する。
ホームページアドレス：http://www.cgr.mlit.go.jp/
「発注・契約・申請関係」―「一般競争参加資格関係」―「共同企業体・設計共同体の申請について」の順で検索のこと。
⑵　申請書（特定建設工事）の提出方法　申請者は、申請書（特定建設工事）に次に掲げる書類を添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る）により提出すること。提出場所は、中国地方整備局総務部契約課。
①　特定建設工事共同企業体協定書（甲）（下記７⑸の条件を満たすものに限る。）の写し。
②　下記７⑵の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書（特定建設工事）とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（令和元年10月24日付け支出負担行為担当官中国地方整備局長）に示すところにより交付する入札説明書の別記様式２、３と同一であるので、それらを使用して作成しても差し支えない。）。
⑶　申請書類等の作成に用いる言語　申請書（特定建設工事）及び添付書類は、日本語で作成すること。
7　特定建設工事共同企業体としての資格及びその審査
「競争参加者の資格に関する公示」（平成30年10月１日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長）以下「平成30年10月１日付け公示」という。）５（建設工事）の①から⑤までに該当する者を構成員に含む特定建設工事共同企業体及び次に掲げる条件を満たさない特定建設工事共同企業体については、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。それ以外の特定建設工事共同企業体については、平成30年10月１日付け公示６（建設工事）の⑴に掲げる客観的事項（共通事項）の項目及び⑵に掲げる主観的事項（特別事項）の項目について総合点数を付与して特定建設工事共同企業体としての資格があると認定する。
⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす３社以内による組み合わせとする。
ただし、経常建設共同企業体を構成員とすることはできない。
①　中国地方整備局における平成31・32年度「鋼橋上部工事」に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
②　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
③　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記①の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
④　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から開札の日までの期間に、中国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。
⑤　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
⑥　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者（受託者が設計共同体の場合は各構成員をいう。以下同じ。）、又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある又は特別な提携関係等がある建設業者でないこと。
⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の全ての構成員は、次の要件を満たすものとする。
①　平成16年４月１日以降に、発注者から直接請け負った者（以下「元請け」という。）として完成・引き渡しが完了した、次の同種工事の施工実績を有すること。